

今月のトピックス

大正区区政会議を開催しました

令和5年度第4回大正区区政会議を2月22日(木)に開催し、委員の皆さまからご意見をいただきました。

- 議題**
- 大正区将来ビジョン2025の改訂について
 - 令和6年度大正区運営方針(案)及び予算(案)、事業・業務計画書(案)について

委員の皆さまからの主なご意見と区役所からの回答

委員	トロボロマルシェは令和5年度で終わってしまうのか。	委員	健康都市大正の実現に向けて健康経営優良法人と絡めた取組は検討しているのか。
区役所	役所が事業者へ委託して行うイベントは令和5年度で終了しました。今後はトロボロマルシェで蓄積したノウハウをガイドブックにまとめて市民の皆さまに提供し、できるだけ民間ベースで自走するシステムに変えていきます。	区役所	健康経営優良法人を絡めた取組については、区政会議でいただいたご意見を早速取り入れることにし、令和6年度はシンポジウム等を実施していきますので、健康経営優良法人の認定を受けた企業にはシンポジストとしてご協力いただけるとありがたいです。

※これまで開催された大正区区政会議の会議録・会議資料や委員名簿は区ホームページでご覧いただけます。



問合せ 庶務 5階50番 ☎06-4394-9975

大正区地域福祉推進会議を開催しました

令和5年度第2回地域福祉推進会議を3月8日(金)に開催し、委員の皆さまからご意見をいただきました。

- 議題**
- 大正区地域福祉ビジョンの次期計画について
 - 大阪市大正区生活困窮者支援会議について

委員の皆さまからの主なご意見と区役所からの回答

委員	大正区地域福祉ビジョンの次期計画は、現計画の進捗状況の確認を行ってから策定する必要があると思います。	委員	健康寿命を延伸するための課題として、健診の受診率や喫煙についてあげていますが、飲酒の問題も付け加えて、区民の皆さまの健康に関する意識を高めてもらえればと思います。
区役所	大正区においては、1年単位で事業・業務計画書を作成し、計画の達成状況を見ています。それを基に現在の地域福祉ビジョンの進捗状況を把握したうえで、次のビジョンに反映させていきます。	区役所	過度の飲酒についても生活習慣病の一因として影響してくる問題であり、視点として押さえつつ、地域福祉ビジョンをまとめてまいります。

※これまで開催された大正区地域福祉推進会議の会議録・会議資料や委員名簿は区ホームページでご覧いただけます。



問合せ 福祉 3階35番 ☎06-4394-9857

暮らし・各種手続き

令和6年度 課税(所得)証明書の発行開始について

令和6年度(令和5年分所得)の課税(所得)証明書は6月3日(月)から発行できます。なお、会社等にお勤めで個人市・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5月20日(月)から発行できます。

【ご注意】

- コンビニエンスストアでの発行は6月3日(月)からです。
- 会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または個人市・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあり、3月16日(土)以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

問合せ

弁天町市税事務所 管理担当
☎06-4395-2948 FAX 06-4395-2905
(平日 9:00~17:30
金曜日は9:00~19:00)

軽自動車税の納期限のお知らせ

軽自動車税(種別割)の納期限は、5月31日(金)です。身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の方で軽自動車税(種別割)の免除の申請をされる場合は、納期限までに市税事務所で手続きを行ってください。



問合せ

弁天町市税事務所 市民税等グループ
(軽自動車税担当)
☎06-4395-2954 FAX 06-4395-2810
(平日 9:00~17:30
金曜日は9:00~19:00)

令和6年度 個人市・府民税・森林環境税の特別徴収税額決定通知書を送付します

令和6年度の個人市・府民税・森林環境税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、令和6年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。

なお、3月16日(土)以降に所得税または個人市・府民税の申告をされた方は通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、この場合は7月以降に変更通知書を送付します。

給与所得者の個人市・府民税・森林環境税は、事業主(特別徴収義務者)が、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。なお、新たに会社等にお勤めになられた方も、事業主を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

(注) 令和6年度に限り、定額減税の対象者は、令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。定額減税については、大阪市ホームページをご覧ください。



問合せ

弁天町市税事務所 市民税等グループ
(個人市市民税担当)
☎06-4395-2953 FAX 06-4395-2810
(平日 9:00~17:30
金曜日は9:00~19:00)



ネットで便利!大阪市税

- Web口座振替受付サービス
大阪市税の口座振替・自動払込をパソコン・スマートフォン・タブレット端末からお申込みいただけます。
- スマートフォンなどを利用した納付方法
各アプリを起動し、納付書表面に印字されたeL-QRを読み取ることで、スマートフォン決済アプリ(各種Pay等)による納付ができます。また、地方税お支払サイトからクレジットカードによる納付も可能です。※納付金額に応じたシステム利用料が発生します。
- 「納期限のお知らせ」メール配信
大阪市メールマガジンに登録したパソコンや携帯電話に、大阪市税の納期限をメールにてお知らせします。

問合せ

財政局税務部収税課 収納管理グループ
☎06-6208-7783 FAX 06-6202-6953
(平日 9:00~17:30)

区役所3階保健福祉課の窓口番号発券機が変わりました!

これまでは各窓口で番号札を発券していましたが、4月からは3階フロア中央の待合スペース付近にある発券機で、各窓口の番号札を一括して発券することになりました。これにより、各窓口まで行かずとも、待合スペースで順番がくるまでお待ちいただけます。操作方法等不明な場合は、お近くの職員までお声がけください。



問合せ

福祉 3階35番 ☎06-4394-9857

